

令和元年第4回西郷村議会定例会

議事日程（3号）

令和元年12月11日（水曜日）午前10時開議

日程第 1 一般質問

- |       |     |       |           |
|-------|-----|-------|-----------|
| No. 4 | 11番 | 矢吹利夫君 | (P61～P70) |
| No. 5 | 12番 | 上田秀人君 | (P71～P90) |
| No. 6 | 1番  | 鈴木昭司君 | (P91～P95) |

・出席議員（16名）

1番 鈴木昭司君	2番 大竹憂子君	3番 鈴木修君
4番 君島栄一君	5番 河西美次君	6番 松田隆志君
7番 鈴木勝久君	8番 真船正晃君	9番 藤田節夫君
10番 秋山和男君	11番 矢吹利夫君	12番 上田秀人君
13番 後藤功君	14番 大石雪雄君	15番 鈴木武男君
16番 真船正康君		

・欠席議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	高橋廣志君	副村長	東宮清章君
教育長	鈴木且雪君	参事兼 会計管理者兼 会計室長	黒羽千春君
参事兼 総務課長	真船貞君	企画政策課長	福田修君
財政課長	田中茂勝君	税務課長	伊藤秀雄君
参事兼 住民生活課長	鈴木真由美君	福祉課長	相川哲也君
健康推進課長	田部井吉行君	環境保全課長	木村三義君
産業振興課長	長谷川洋之君	参事兼 建設課長	鈴木茂和君
上下水道課長	相川晃君	参事兼 学校教育課長	高野敏正君
生涯学習課長	緑川浩君	農業委員会 事務局長	和知正道君
代表監査委員	熊谷光明君		

・本会議に出席した事務局職員

議会事務局長 兼監査委員 主任書記	藤田哲夫	事務局次長兼 議事係長兼 監査委員書記	佐川典孝
議会事務局長 庶務係長	金田洋子		

◎開議の宣告

○議長（真船正康君） おはようございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（真船正康君） 早速本日の日程に入ります。

本日の日程は一般質問であります。

質問は通告順に行います。質問は、会議規則第63条の準用規定により一問一答方式で行います。また、質問時間は答弁も含め、1人につき約90以内を原則といたします。

なお、質問及び答弁は、西郷村議会運営確認事項にのっとり、簡潔明瞭に努めるようお願いいたします。

それでは、通告第4、11番矢吹利夫君の一般質問を許します。11番矢吹利夫君。

◇11番 矢吹利夫君

1. 総合防災拠点整備について
2. 村財政について

○11番（矢吹利夫君） おはようございます。11番、通告順に従いまして一般質問をさせていただきます。

質問第1、総合防災拠点整備について。総合庁舎建設予定について伺います。

全国的に人口減少が進む中において、現在西郷村では若干増加しているものの、村の人口ビジョンにおいては、今後は減少していくであろうと推計されております。こうした状況において、村では子どもから高齢者までが安心して暮らせる地域を実現するために、平成29年3月に、生涯安心して暮らせるための拠点づくりプロジェクト計画を策定し、その構想に基づいて拠点形成に取り組んでいるのであらうと思っております。

その構想に基づいて、昨年度から3か年計画で新庁舎を含めた拠点づくりプロジェクト基本計画を策定していることと思いますが、庁舎を含めた全体的な整備スケジュールについてご質問いたします。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 11番矢吹議員の質問第1の総合防災拠点整備についてお答えいたします。

議員おただしのおり、村では、防災拠点である村役場や交流拠点である文化センターを中心とした役場周辺エリアにおいて、生活利便性やにぎわい施設の集約、防災機能として庁舎機能の強化、子育て支援機能の充実等を図り、少子高齢化が進行した場合にも、暮らしを守り、安心して住み続けられるため、生涯安心して暮らせるための拠点づくりプロジェクト計画を平成29年3月に策定し、拠点の導入機能やイメージ図など、全体構想をまとめております。

平成30年度から、防災拠点となる新庁舎を含めましたエリアについて、拠点づく

りプロジェクト基本計画を3か年で策定しているところがございます。現在想定しておりますスケジュールであります。令和2年6月までに、拠点づくりプロジェクト基本計画を策定しまして、令和2年8月ごろから基本設計、令和3年2月に実施設計に着手し、令和4年に建築及び造成工事に着手したいと考えております。

○議長（真船正康君） 11番矢吹利夫君。

○11番（矢吹利夫君） 大まかな今後のスケジュールについては理解いたしましたが、現在策定中である拠点づくりプロジェクト基本計画は、平成29年3月に作成した、生涯安心して暮らせるための拠点づくりプロジェクト計画が全体構想となっており、その中の一部である役場周辺エリアの基本計画をまとめているということですのでよろしいのか、伺います。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 議員おただしのおり、現在策定中であります拠点づくりプロジェクト基本計画は、全体構想を基本として新庁舎を含めた役場周辺エリアの基本計画となりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（真船正康君） 11番矢吹利夫君。

○11番（矢吹利夫君） それでは、その新庁舎を含めた拠点づくりプロジェクト基本計画の、現在までの進捗状況について伺います。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 進捗状況でありますけれども、拠点づくりプロジェクト基本計画進捗状況につきましては、計画条件の整理を行っており、住民意見の反映のためのアンケート調査や村民ワークショップを行い、建てかえの位置等を計画策定委員会や幹事会の中で現在検討している状況でございます。

今後は、防災施設等の機能と規模の検討や住民サービス機能及び執務空間計画等の考え方、事業計画等に関する考え方を検討及び提案し、村民参画と協働するパブリックコメントを経て、計画づくりをしていく所存であります。

○議長（真船正康君） 11番矢吹利夫君。

○11番（矢吹利夫君） 今、進捗状況は理解しましたが、それでは、新庁舎周辺についての基本構想の中で防災拠点と位置づけていたが、防災機能はどのような施設や機能を考えておられるのか伺います。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

防災機能につきましては、災害対策本部機能の強化として、災害対策本部室の設置や、地震に対する安全性及び業務継続計画に対応するため、非常用電源の確保及び給水の確保、仮設トイレ、備蓄機能、あるいは炊き出し機能など、あらゆることが想定されます。いずれも、計画策定委員会や幹事会の中で今後検討してまいります。

また、村民の安全・安心の確保として一時避難スペースの計画や、災害後の対策窓口の設置についても、委員会の中で今後検討する項目になっておりますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（真船正康君） 11番矢吹利夫君。

○11番（矢吹利夫君） 防災機能は理解しましたが、現在は東日本大震災、台風19号など、100年に一度と言われる災害が頻繁に発生しております。いつ発生するかわからない自然災害から村民の安全を守るため、また、災害時でも継続して利用可能な防災拠点としての機能が、これまで以上に求められております。

基本計画では、防災拠点としての機能確保や関係機関との連携に万全を期することができ、業務継続性の強化を図ることも検討していただきたいと思います。それでは、この新庁舎を含めた拠点の総合事業費や内訳について伺います。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

今議員がおっしゃられましたように、いつ発生するかわからない自然災害から村民の安全を守るため、災害時でも継続して利用可能な防災拠点としての機能が、これまで以上に求められております。

これらを踏まえまして、新庁舎につきましては、構造や地震に対する対応、耐震・制震・免震がありますけども、それにより価格差が生じますが、最近建設されました庁舎の例によりますと、1平米当たり45万円から50万円ぐらいと想定されます。新庁舎の想定される面積としては、約5,250平米と仮定し、単価を中間の約50万円としますと、26億2,500万円と想定されますが、これらについても今後策定委員会や幹事会の中で検討されていくものと考えております。

なお、この金額については、新庁舎の建築金額であり、車庫等の附属施設や外構の金額は含まれておりません。また、サーバーの新設や備品購入等につきましても含まれていない金額でございますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（真船正康君） 11番矢吹利夫君。

○11番（矢吹利夫君） 事業費は理解しました。昨日も同僚議員からも、真船議員からも言いました。新庁舎及び周辺整備については、100年に一度の大きなプロジェクトになると思っております。事業費についても概算で約26億円ということで、かなりの予算がかかりますが、財源についてはどのようにお考えか伺います。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

概算で26億2,500万円を予定しておりまして、財源につきましては、公共施設整備基金等の基金と起債の活用を考えております。起債は、熊本地震の経験を踏まえ、災害発生時においても業務を行う庁舎が有効に機能するために、公共施設等適正管理推進事業債の市町村役場機能緊急保全事業が平成29年度に創設されておりますので、この起債を有効活用したいと考えております。

○議長（真船正康君） 11番矢吹利夫君。

○11番（矢吹利夫君） 今の村長の答弁の中でもあります、莫大な金額がかかりますので、一日も早く防災拠点の整備の完成を願うところであります。

それでは、それに関連しての質問第2、村の財政について伺います。

昨日の一般質問でも同僚議員からいろいろありましたが、道の駅建設、また総合運動公園といろいろと考えておりますが、要するに金がかかります。金がなければ借金するということになりますので、その中の内訳ですが、31年はちょっとまだ終わっておりませんので、平成30年度の西郷村の財政状況について伺います。

○議長（真船正康君） 財政課長。

○財政課長（田中茂勝君） 11番矢吹議員の一般質問にお答えいたします。

平成30年度西郷村の財政状況についてでございますが、まず、平成30年度決算の概要について説明いたします。

平成30年度の決算額は、歳入決算総額113億5,818万4,000円、歳出決算総額109億7,770万5,000円、歳入歳出差し引き3億8,047万6,000円となっております。また、平成30年度決算の数字をもとに算出します地方自治体の財政健全化を示す各種指標につきましては、財政力指数、単年度が0.89、財政力指数3か年平均も0.89、経常収支比率85.8%、実質公債費比率、単年度で5.3、同じく実質公債費比率、3か年平均で6.9。それから、将来負担比率、実質赤字比率、連結実質赤字比率についてはいずれもゼロということで、全指標について国の示す正常値の範囲内ということでございました。

以上でございます。

○議長（真船正康君） 11番矢吹利夫君。

○11番（矢吹利夫君） ただいま実質公債費比率について、正常の範囲内という説明でしたが、平成30年度末時点での地方債現在残高と積立基金の現在高は幾らなのか。

また、村民1人当たりと1世帯当たりのそれぞれの金額はどれくらいなのか伺います。

○議長（真船正康君） 財政課長。

○財政課長（田中茂勝君） お答えいたします。

平成30年度末の地方債現在高につきましては、一般会計が68億7,162万円、公共下水道事業33億4,202万4,000円、農業集落排水事業10億6,353万6,000円、合計で112億7,728万円でございます。

続いて、平成30年度末の積立基金の現在高でございますが、財政調整積立金が24億958万4,000円、減債基金5,819万7,000円、特定目的基金17億4,283万7,000円、合計で46億9,109万3,000円となっております。

村民1人当たり、1世帯当たりの金額につきましては、平成31年1月1日現在で西郷村の総人口が2万165人、世帯数が8,216世帯でございますので、村民1人当たりの地方債現在高は55万9,000円、1世帯当たりになりますと137万2,000円、村民1人当たりの積立基金現在高が23万3,000円、1世帯当たりになりますと57万1,000円となっております。

以上でございます。

○議長（真船正康君） 11番矢吹利夫君。

○11番（矢吹利夫君） 村民1人当たりの地方債現在高56万円、これは借金ですよ、

1世帯当たりが137万円という借金、説明でしたが、村の借金である地方債の今後の借り入れ、返済に関してどのように考えているのかお示してください。

○議長（真船正康君） 財政課長。

○財政課長（田中茂勝君） お答えいたします。

公共施設、インフラ施設の整備には、一時的にどうしても地方債の借り入れが必要となりますので、地方債の借り入れ、返済等に関しましては、村の基本方針といたしまして、1つ目に、地方債については交付税措置のある地方債は借り入れするが、一般単独事業債などの交付税措置のない地方債は、基本的に借り入れをしない。

2つ目に、地方債の充当率が高くても、別途一般財源を確保できる場合には、充当率を下げ、借り入れ額の圧縮を図る。

3つ目として、単年度の地方債発行総額は、原則その年度の地方債償還額の範囲内とすると。そういう考えのもと、地方債の借り入れを実行してまいります。

しかし、大型公共事業を実施する年度につきましては、一時的に借り入れ額が多くなることもございますが、基本的には地方債を当てにしない予算編成に努めてまいりますので、ご理解賜われますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（真船正康君） 11番矢吹利夫君。

○11番（矢吹利夫君） 積立基金の総額が、平成30年度末現在で47億円の説明でしたが、それでは拠点整備など、今後村が計画して、事業財源としてどの基金をどのぐらい使うことができるのか伺います。

○議長（真船正康君） 財政課長。

○財政課長（田中茂勝君） お答えいたします。

拠点整備を含め、今後村で計画している事業に充当可能な基金といたしましては、財政調整積立金と特定目的基金の中の、公共施設整備基金が使用可能と思われまます。公共施設整備基金につきましては、平成30年度末現在で約14億円ございます。財政調整積立金につきましては、平成30年度末現在で約24億円ございますが、先日発生した台風19号被害のような自然災害等に対応する経費として、その一部を留保しておかなければならず、国の基準では標準財政規模、西郷村の場合約56億円でございますが、その2割程度が望ましいとございますので、約12億円を積み立てるとすると、残りの約12億円が使用可能と思われまます。

そうしますと、公共施設整備基金、それから財政調整積立金、合わせて約26億円が使用可能な限度額になると思われまます。しかし、施設整備以外にも村が行う行政サービスは多々ございます。それに伴う財源も必要となることから、施設整備にはなるべく国・県の補助金を活用しまして、基金の取り崩しはできる限り最小の額にとどめることが望ましいと考えておりますので、ご理解よろしくお願ひいたします。

○議長（真船正康君） 11番矢吹利夫君。

○11番（矢吹利夫君） 平成30年度の財政状況については、各種指標とも正常値内で、基金についてもある程度たくわえがあるということで理解しました。

それでは、次の質問に移ります。

今後、西郷村においても人口減少社会を迎え、税の減収、社会保障の増大、さらには老朽化した公共施設の更新等、財政状況は厳しいものになると考えますが、財政健全化策を具体的にお示してください。

○議長（真船正康君） 財政課長。

○財政課長（田中茂勝君） お答えいたします。

具体的な財政健全化策につきましては、基本的には、1つ目に経常経費の見直し、2つ目、スクラップ・アンド・ビルドの原則、3つ目に長期的計画に基づく事業の実施とその進行管理が必要と考えております。

まず、経常経費の見直しについてでございますが、必要なことは、従来の固定観念を捨て、毎年度予算をゼロベースで考え、各種事務事業ごとに存在する行政の役割の明確化、必要性、緊急性、効果・効率性、公平・妥当性などの観点から見直しを行い、既に実施を決定・実施済みの施策等についてもその事業効果等を検証の上、規模の見直しや進捗調整を行い、最小の経費で最大の行政効果を目指した計画的かつ効率的な事務事業を執行することが必要と考えております。

次に、スクラップ・アンド・ビルドの原則についてでございますが、全ての新規施策及び歳出の増加を伴う制度の改正につきましては、スクラップ・アンド・ビルドの原則を徹底し、既存施策の廃止・縮小などによる振りかえにより対処し、新規施策については原則として期限を設けることが必要と考えております。

最後に、長期的計画に基づく実施とその進行管理についてでございますが、他の類似団体と比較しまして、当村は人口1人当たりの地方税の額が高く、財政面では基礎体力が高い自治体に該当いたします。しかし、短期間での多額の支出に耐えられるほどの基礎体力はございません。そこで、多額の支出を必要とする大規模公共事業を複数実施する際には、長期的計画を作成し、支出のみではなく、収入も含めた上での計画の進行管理を行うことが不可決と考えております。

人口減少社会において、地方税の減収、社会保障の増大といった厳しい財政状況の中、現在の行政サービスを今後も維持できるかを視野に入れた財政運営が求められるものと考えておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（真船正康君） 11番矢吹利夫君。

○11番（矢吹利夫君） ただいま、財政健全化策について、経常経費の見直しと3点ほど説明ありましたが、より具体的にどんなことに取り組んでいるのかお示してください。

○議長（真船正康君） 財政課長。

○財政課長（田中茂勝君） お答えいたします。

より具体的な取り組みということでございますが、平成30年度より取り組みを始めました行政評価推進委員会からの外部評価報告書による指摘事項、それから、監査委員からの決算審査意見書による指摘事項を予算編成に反映させることの周知徹底を図ること。

また、西郷村第4次総合振興計画に基づく各年度の実施計画を作成し、財政的な見通しや社会経済情勢を勘案しながら、優先すべき事業に予算配分を行う等、社会情勢



の変化に柔軟に対応できる短期的な計画を策定し、次年度以降の予算編成に反映するよう取り組みを行っております。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（真船正康君） 11番矢吹利夫君。

○11番（矢吹利夫君） それでは、最後の質問に移ります。

財政健全化策については、答弁を聞いてある程度は理解しましたが、村では拠点整備を初めいろいろな事業に取り組みたいとしています。それらについての財源確保を、今後どのように考えているのか伺います。

○議長（真船正康君） 財政課長。

○財政課長（田中茂勝君） お答えいたします。

今後の財源の確保をどのように考えているかということですが、現在の一般財源ベースから見る歳入規模が、今後拡大することは難しいと考えております。その理由といたしましては、一般財源の要である地方税の中でも、特に西郷村の一般財源総額を左右する法人住民税法人税割の税率が、昨今の消費税率の引き上げに伴い、引き下げられたことにあります。

第1弾として、国の平成26年度地方税制改正に基づき、平成26年4月1日からの消費税率5%から8%の引き上げに合わせ、法人住民税法人税割の税率が12.3%から9.7%に引き下げられております。

続いて第2弾として、平成28年度地方税制改正に基づき、令和元年10月1日から消費税率8%から10%の引き上げに合わせ、再度法人住民税法人税割の税率が9.7%から6%に引き下げられ、直近の2度の税率改正により12.3%から6%と、半分以下にまで税率が引き下げられました。

引き下げられた法人税相当額は国が徴収し、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るための交付税の原資になるということですが、西郷村は現在財政力が0.89と高いため、税の減収分に見合う額を普通交付税で交付されることは難しいと思われまます。

地方税、交付税以外の一般財源となる譲与税、各種交付金等につきましても、国のルールに基づき交付されるものであり、過大に収入を見込むことはできません。そうなりますと、特定財源である国・県の補助金をいかに確保し事業を進められるか、現在保有する積立金をいかに有効に取り崩し事業を進められるか、交付税措置のある地方債をいかに必要最小限で借り入れし事業を進められるかが、今後の財政運営の鍵になると考えております。

ですが、基金につきましても限りがあり、地方債についても多用が過ぎると、現世代のつけを次世代に先延ばしする結果となりかねません。このような状況の中にあっても、住民サービス等の基本的な行政運営をとめることはできません。そのためには、地方財政の原点に立ち返り、市町村の経費支出上の遵守義務である最小経費・最大効果の原則、組織運営の合理化、規模の適正化、総計予算主義の原則、必要かつ最小限度の支出、財政の健全性の保持を全職員共通認識のもと予算編成、執行を行う必要が

あると考えておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（真船正康君） 11番矢吹利夫君。

○11番（矢吹利夫君） 今、課長の答弁の中で、地方債、つまり借金ですよね、については、多用過ぎると現世代のつけを次世代に先延ばしする結果となりかねないという答弁でしたので、財源確保の方策として、現在利用していない村有地を売却することは考えていないのか。民間に売却し、宅地造成などして住宅が建って、人口が増え、固定資産税でも増えたほうがいいのではないかと思います、伺います。

○議長（真船正康君） 財政課長。

○財政課長（田中茂勝君） お答えいたします。

現在、利用計画内村有地は確かにございます。維持管理費もかかり、固定資産税も入ってまいりませんが、立地条件のよいある程度まとまった土地につきましては、今後の事業計画で必要になってくる場合もございます。現在、村で所有する土地について再度精査を行いまして、小規模な土地につきましては必要に応じて払い下げなどの手続をとり、財源確保に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（真船正康君） 11番矢吹利夫君。

○11番（矢吹利夫君） それでは、課長の判断はできないと思います。村長にかわってもらって質問します。

では、村で所有する土地で、現在土地利用計画が示されていない旧狼山住宅跡地、国から払い下げを受けたまきば保育園前、廃止が予定されている上野原住宅敷地の活用について、村長の考えをお示してください。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

先ほど財政課長が申しあげましたように、村で所有する土地については再度精査を行い、処分できるものは処分し、これによる財源確保に努めていきたいと考えております。

先ほど個別にお話がありました旧狼山団地あるいはまきば保育園前、それと上野原住宅地の活用についてお答えいたします。

昨日、8番真船議員から、給食センターを一刻も早くつくるべきとのご意見をいただきました。私もそのように考えておまして、早急に工事着手できる給食センター建設の有力な候補地として、狼山住宅跡地を検討したいと考えております。当初、給食センターは庁舎の近くとも考えましたけども、防災機能を新庁舎に持たせることと、また給食センターが外に出ることによって、そのオープンスペース、防災広場という有効活用も考えまして、そのように考えておまして、なお行政区とも協議を進めながら、整備してまいりたいと考えております。

また、まきば保育園前と上野原住宅の跡地につきましては、立地条件もよく優良な物件でありますので、村として有効活用できるか、あるいは売却も含め、タイミングを見ながら判断してまいりたいと思いますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（真船正康君） 11番矢吹利夫君。

○11番（矢吹利夫君） 今、私も初めて聞いたんですけど、狼山、そもそもこの土地、防災拠点の計画の中では給食センターが老朽化しているということで、防災拠点の、災害時のときの非常用の食料ということでつくるわけではなかったんですか。それが今、私も初めて聞いたんですけど、村長の考えですから、私村長でないから、尊重もできませんけれど、狼山の候補地ということで聞いていますが。

そもそも、狼山住宅跡地は15年もぶん投げっぱなしで経過しているんです。タイミングを見てはかると、タイミングというのは大体三、四年か、私から見るとね、15年もたって。まきば保育園は土地を購入してから13年たっているんです。その間はあそこで除染のため、13年も経過して、そしてそういう経過だから、最初からそこにきちんとした計画を立ててやるべきではなかったかなと私は思います。今私らへの説明の最初の中では、給食センターを持ってくるということで、私らも理解していたわけで、私今初めてそれは聞きました。ちょっと納得はできません、私個人は。

それでは、財源を確保するための施策として、今現在企業誘致を行っているのか、村長のお考えをお示してください。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 財源を確保するための施策として、企業誘致についてのご質問でありますけども、現時点での企業誘致は今のところありません。ただ、県の東京事務所や企業への訪問などを行っており、常にアンテナを高くし、積極的に情報収集に努めております。

新規の誘致は今のところありませんけれども、既存の企業においては、工場の拡張や設備投資が進んでいるところもあります。また、現在交流をしております大田区の業種交流グループとの意見交換会や、先日行われました東京にしごう会、これは村を応援するゆかりのある人たちの集まりでありますけども、そんな中の交流会の中で、工場進出等のお話を積極的にしてきました。

しかしながら、現在労働力不足などの問題があり、今の社会情勢では誘致するのは大変厳しい状況であります。財源確保には、企業誘致について引き続き努力してまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（真船正康君） 11番矢吹利夫君。

○11番（矢吹利夫君） 企業誘致もなかなかできない。そして、9月の議会でも私一般質問やって、集会所もできない。区長から要請があったのに。それでこういういろいろなもろもろの課題出て、ちょっと村民重視で、村長の方針とちょっとずれているような形がしますけど、どうなんですか。集会所はもうつukらない。私らも、今回選挙で選ばれて議員になってきた16人です。

やはり身近な問題から取り上げて、施設が壊れても修繕も何もしてもらえない。公民館、細かく言えば、先月言いましたけれども、和式を洋式にしてくれというの、それもできない。棚上げになっている。そして、いろいろな問題に取り組んでまいりますと言うけれど、まずは村民重視の課題から解消してやるのが本来筋ではないかと、

私、村民の代表ですから言いますけれど。

最後に村長の考えですが、要するに地方債、借金が多くなると子孫まで引き継ぐ結果になるので、適正な執行を行ってほしいと思いますので、以上で一般質問を終わります。

○議長（真船正康君） 11番矢吹利夫君の一般質問は終わりました。

続いて、通告第5、12番上田秀人君の一般質問を許します。12番上田秀人君。

◇ 1 2 番 上田秀人君

1. 環境行政と学校給食の安全性について
2. 一般財団法人西郷村農業公社について
3. 国民健康保険事業について

○ 1 2 番（上田秀人君） 1 2 番、通告に従いまして一般質問を行いたいと思います。

私も、村民の方の命と健康を守る、このことがまず私たちに与えられた第一義的な責任ではないかというふうに考えております。そのような中で、前回の第3回の9月の定例会においても取り上げをしておりますけれども、公共施設内での農薬の使用に対する考え方について再度伺いたいということで、今回通告を入れてあります。

第3回定例会においても、除草剤の主成分であるグリホサート、あとは殺虫剤においてはネオニコチノイド系、この農薬の危険性について取り上げをいたしました。第3回の中で、こういった危険性がありますよということで、具体的にお話をした経緯がございます。その質問の中で、公共施設関連では、使用については使用を中止すべきだというふうに質問を行いました。そのときの答弁で、村長は検討するという答弁でしたけれども、この3か月間検討していただいたというふうに考えます。そこで再度伺いますけれども、その検討した結果について伺いたいと思います。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 1 2 番上田議員のご質問にお答えいたします。

冒頭、命と健康を守るのは優先ということであります。私も一緒に、村民の命と健康は守っていきます。その中で、第3回の際に私も前向きに真剣に考えていきますという答弁をさせていただいたところであります。その後、議員から助言いただきました福岡県宇美町、愛知県名古屋市の、使用の中止等を実施している自治体について調査検討を行いました。

その中で、名古屋市では平成20年に、名古屋市の施設等における農薬・殺虫剤等薬剤の適正使用に係る基本方針を策定しており、薬剤の適正使用の徹底、薬剤を使用しない防除方法、やむを得ず薬剤を使用する場合、実施時期に配慮など、使用等の詳細について定めるなど、非常に参考になるものでありました。

このような基本方針等を参考に検討した結果、村が率先して薬剤の適正使用を推進することにより、環境への負荷低減を図り、村民の健康と安全の確保を守ってまいりたいと考え、本村におきましても公共施設等でのグリホサート系除草剤の使用を中止することといたしましたので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（真船正康君） 1 2 番上田秀人君。

○ 1 2 番（上田秀人君） 公共施設内での除草剤のグリホサート系の使用に関しては、やめるというお考えが今示されたというふうに理解をいたします。そこで殺虫剤において、このネオニコチノイド系の殺虫剤に関してはどうのお考えなのかということをお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（真船正康君） 産業振興課長。

○産業振興課長（長谷川洋之君） 上田議員の一般質問にお答えをいたします。

ネオニコチノイド系につきましても、同じように先ほど名古屋市でございましたけれども、そちらに合わせて検討をしていくというような形をとらせていただきたいと思います。そちらについてはまだ検討が十分ではなかったんですが、これから検討して、同じような取り扱いになるとと思いますが、中止の方向に向けて進めていきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 殺虫剤のネオニコチノイド系に関しては、同じように使用を禁止する方向でということで、明確に答弁されていないなというふうに思うんですけども、多分答弁しづらいんだと思うんです。人によっては、虫が絶対だめということで、この場でも多分、学校の桜の木にアメリカシロヒトリが大量発生して問題になったということもありましたよね。

これらに関してどう対応すべきなのかということだと思うんですけども、これに関してもやはりネオニコチノイド系というのは、本当に害が大きいというのは、十分皆さんわかっていることだと思うんですよ。その代替として、いわゆる木酢とか有機系のものを使うというのも一つかと思うんです。

この木酢というのは、いわゆるきな臭い、山火事が起きたときに出るようなきな臭いにおいがするというので、虫以外にもいろいろなカラスとか、山火事を連想して来なくなるという話を聞いているんですよ。私なんかも畑の周りに定期的に木酢をずっとまいたことあるんです。そうするとイノシシが来ないとか、熊がそのにおいを嫌がって来ないとかというのはあります。ただ、降雨によってその影響が薄れていってしまうというのはありますけれども、こういったことも考えながら、これは使用禁止にすべきだというふうに考えます。

ちょっと確認しますが、先ほどのグリホサート系に関しては使用しないということだったんですけども、公共施設関連ということで、学校、保育園、幼稚園、役場庁舎は当たり前のことだと思うんですけども、公民館、集会施設、公園、あとは運動広場とかいろいろな場所がありますね。そこに関しては、このグリホサート系使用禁止するのか確認したいと思います。いかがでしょうか。

○議長（真船正康君） 産業振興課長。

○産業振興課長（長谷川洋之君） お答えをいたします。

現在のところ場所についてまで、詳細までは詰めていっている状態ではないので、ちょっとこの場では回答というわけにはいかないんですが、議員のおただしのほかにも、例えば学校に近い通学路とかそういう部分もございますので、詳細については、先ほど村長が申しあげました名古屋市の適正使用に係る基本指針というのが、非常によくできているということでございます。そちらのほうも参考にしながら、その部分についてもあわせて検討をしていくというような形で、適正な使用を行っていきたくと、そのように思います。

先ほどのネオニコチノイド系について、使用をなかなか厳しい部分がある、例えば葉っぱについた虫云々というのが議員のほうからございましたけれども、それを例に

いたしますと、名古屋市では病害虫が発生しにくい環境づくりで、植木で病害虫に強い植木とか、あとは清掃をして害虫が発生しにくくするとか、細かくちょっと規定をされているところがございますので、そういうのを参考にしながら、先ほど言われた公共施設、数多くありますので、そちらに当てはめていく、そのような形になるかと思っておりますので、ご了承を願いたいと思います。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 今の答弁を聞いていると、何かぶれてきているとしか思えない。使用しませんという方向を示しながら、でも場所によってはちょっと考えさせてくださいという答弁ですよ。確かに虫に関しては、絶対生理的にだめという方がいらっしやるのはわかります。環境整備を進めていかなければいけないというのもわかります。

ただ、その害を考えたときに、農薬の毒素というのかな、その部分を考えてときに、冒頭申し上げたように命と健康を守るために、これは絶対必要なことだというふうに考えるわけです。ですから、そのために代替品ということで、先ほど木酢とか言いましたけれども、これらを全面的に考えて、その方向で進んでいくべきだというふうに思っています。

今課長の答弁の中にもあったように、子どもが学校に通う通学路というお話がありましたよね。これに関しても、やはりなかなか土地の所有者の絡みも出てくると思うんです。9月の定例会のときに、私はこの農薬に関しての危険性を啓蒙すべきだというお話をしました。というのは、9月の定例会終わった後にいろいろな方からいろいろな話を伺いました。そのときに言われたのが、農薬散布をして、その農薬が乾けば危険性はないんだよという方が多いんですよ。

確かに私も以前はそういう考えがありました。しかしながら、私が言っているこのグリホサート系、ネオニコチノイド系というのは浸透移行性ということで、植物に付着をし、植物の体に浸透していく。そして、その効果を出すということなんです。ということは、その植物がそこに存在する限りは、その体の中にその薬の成分が残っているということなんです。その危険性を十分に周知していかないと、乾けば大丈夫なんだよ、乾いちゃえば葉っぱを触っても、口に入れようが大丈夫なんだよという、そういう考えが生まれてきてしまうと思うんです。しかしながら、その成分というのはその植物の中に残るということなんです。

これは前回も取り上げたかと思うんですけれども、WHO、世界保健機関の専門機関である国際がん研究機関で、その危険性というのでも指摘がされているんですよ。これはもう十分調べられていると思うんですけども。

ですから、そういった指摘を受けたことによって、欧米諸国では使用禁止や制限をかけている国というのが今増えてきています。ところが残念なことに、この日本はその使用基準、PPMの残留の基準を拡大してきているんですよ。なぜか日本は、世界の流れとは逆行しているとしか思えない。そして、子どもに今特化したような話していますけども、我々大人もそうですよ。誰しもが将来的に痛い思い、嫌な思いしたく

ない、病院にかかりたくない、健康で過ごしたい、そういう思いがあると思うんです。

一番影響を受けやすい子どもをまず中心に考えるべきだと思う。それと、今回定例会において村長は、提案理由の説明の中で周産期医療という言葉を使われましたよね。私はそこはすごく村長を評価するところなんです。今まで周産期医療とかと、医療に関しての言葉というのはあまりなかったんですけども、その言葉が出たということ自体、私は大いに評価します。そのことを口にしたときに、やはり気にしてほしいのは国際産科連合でも影響が懸念されるということで、段階的にこれは廃止すべきだという言葉が使われているんですよ。

さきに言いましたように、日本は今その基準を緩めてきている。でも、国際的にはもう基準を段階的に使用を禁止すべきだということを言っている。ですから、西郷村は率先してこれはもう先にやるべきだというふうに思うんです。ましてや西郷村というのかな、阿武隈川の上流、那珂川水系の黒川の上流地区でもありますよね。その水系を使って、万が一そういうものが下流部に流れていったときの影響なども考えなきゃいけない。環境のこともちゃんと考えていかなければいけないというふうに思うんです。

今、よくテレビとかマスコミで問題になっているマイクロプラスチックの問題ってありますよね。ちょっと話はずれるかと思いますが、これは全世界で懸念されています。そして今、対応がとられ始めました。これは遅きに値するんだと思いますけども、今からでもやっつけていかなければ、少しでも改善できないと思いますので。

このマイクロプラスチックに、今言ったネオニコチノイド系やグリホサート系の有害物質が付着すると言われていたんですよ。付着したそのマイクロプラスチックを水生生物が食べる、口に入れて体の中に入れてしまう。その水生生物を介して人間の体に入ってくる、もしくはその水生生物を鳥類が食べてふんとして放出をして、それが今、大気中にも浮遊しているという、マスコミではあんまり取り上げないんですけども、そういう流れも今出てきちゃっているんですよ。ですから、これは早急に対応すべきだというふうに考えるんです。

そして、なかなか今、通学路とかの話について、いろいろ懸念しなければならないということは言いましたけども、今日言って明日から使うのやめてくださいといっても、なかなか難しいですよ。実際農業を営んでいる方というのは、日常の管理に追われて、そういう薬剤をどうしても使わなければならないというのはありますので、できればその啓蒙をまずしてもらおう。その危険性を啓蒙する。そして、使用した箇所に関しては表示をすべきじゃないかと思うんです。表示をしていただく努力をしていただくと言えればいいのかな。ここはこういった農薬を散布しましたと、ですから注意をしてください。まずそこから取り組みをすべきだと考えますけども、いかがお考えでしょうか、伺います。

○議長（真船正康君） 産業振興課長。

○産業振興課長（長谷川洋之君） お答えをいたします。

まず、残留農薬につきましてですが、議員おっしゃるように、農薬が実は表面が乾



くともうこれで農薬はなくなったというような誤解のようなものがあるのも、私も承知しているところです。それに加えて、子どもさんが農薬に直接触れるおそれがある。何かを介して触れてしまう。妊婦さんも何かを介して触れてしまうという危険性があることも、議員おただしのとおりだと思います。

その周知につきましては、方法的にはいろいろあると思うんですが、きちっと農薬それから薬剤、特にグリホサート系やネオニコチノイド系のもの、それ以外もございませうけども、ものにつきましては、取り扱いを間違えようというふうになりますよというような周知を図って、その危険を回避するような形でやっていきたいと、そのように考えております。

また、先ほどございました公共施設の部分につきましても、同じように、これだけの量を何月何日に、この公共施設のところにこういう薬を散布しますと。ですので、住民の皆さんできる限りそちらのほうには近づかないでくださいとかいう広報をしながら、危険を回避していくというような形にしたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

#### ◎休憩の宣告

○議長（真船正康君） 一般質問の途中でございますが、11時20分まで休憩いたします。

（午前11時00分）

#### ◎再開の宣告

○議長（真船正康君） 再開いたします。

（午前11時20分）

○議長（真船正康君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

12番上田秀人君の質問を許します。12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 今答弁聞いていると、なかなか公共施設内での使用を禁止しますよというのは言わない、答弁されないというふうに理解しますけれども、その危険性を考えれば、もう早急に使用を禁止すべきだと思うんです。ただ、これから冬にかけて、雑草についても虫についてもそう発生はしないのかなというふうに思いますけれども、この機会にきちんと確認をして使用を禁止すべきだと、その方向を示すべきだというふうに思います。というのは、先ほどからの私、子どものほうに特化して話していますけれども、何度も言いますが、子どもが一番影響を受けやすい。体が発達していく段階で一番影響を受けやすい。

昨日の同僚議員の一般質問の中でも、ロタワクチンという話が出ましたね。これ、影響を受けて腸炎を引き起こしやすいとかありましたよね。農薬に関して、腸の絨毛、腸内のひだひだありますよね、その微絨毛とか、そこにも影響が出てくるというふうに言われているんですよ。その影響を受けて消化能力が下がっていく。そのことによって免疫力が低下をして、アレルギー反応を起こしやすくなる。消化不良を起こしたり、こういったいろいろな影響が考えられるというふうに言われています。

それと、子どもだけではなくて、妊婦さんの方がそういったものを吸収してしまう

と、お母さんのおなかを通して胎児にも影響が出ると言われているんですよ。これはいろいろな障がいを持たれてしまうとか、あとは一番心配されるのが障がいの部分ですよ。

それと、男の子に関しては、精子の減少とかそういった種に関する部分にまで影響が出てきているというふうに指摘をされているんです。ですから、海外では使用をやめましょうよと、使用を完全に制限かけましょうよとか、そういう話になってきているということなんです。ですから、私は早急にこれは村としては対応すべきだというふうに考えるわけでありまして。

昨日の質問の中でも、今日の答弁も聞いていてもちょっと思ったのは、村は児童福祉法というのはどういうふうに考えているのかなと思うんです。全ての子どもたちは、いろいろな意味で守られているというふうに私は理解している。それはよその子もうちの子もないんです。この児童福祉法の第1章の第1条で、児童の権利、第2条で国民の責務とかいろいろ書いてあるんです。この部分を読むだけでも、いかに子どもを我々大人が守ってあげられるか、そのことに特化して村は進むべきだというふうに考えます。そのことを十分に考えたほうがいいと思いますよ。

あとは、この日本でなかなか認めなかった、WHOで推奨した子どもの権利条約、これに関しても、やはりもう一度村は目を見開いて見て、今後の対応というのを考えるべきです。子どもを中心に考えていけば、我々大人は影響を受けづらい部分がありますから、子どもの環境がよくなれば我々の環境もよくなるというふうに考えて、次の項目に入っていきたいと思っておりますけれども。

次が、学校給食の食材の安全性について伺いますということなんですけれども、これもやはりグリホサート系とかニコチノイド系のことに関してですけれども、いわゆる残留農薬についての検査というのは、学校給食の食材についてですけれども、残留農薬の検査というのは行っているのか行っていないのか伺いたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（真船正康君） 学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（高野敏正君） 12番上田議員のご質問にお答えいたします。

残留農薬についての検査を行っているのかのおただしについてお答えいたします。

西郷村学校給食センターでは、独自に食材の残留農薬検査については行っておりません。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 残留農薬の検査については行っていないということで、まず国内のものであれば、そう心配することはないのかなというふうに私は理解しております。というのは、日本国内においてはトレーサビリティということで、栽培履歴をちゃんと添付をする。さらには農薬の使用に関してもきちんと添付をするということによってやられるというふうに思います。

ただ、その中で一つ懸念するのが、今学校給食の中で多分パン食があると思うんです。これは週に何回かあるのかなと思うんですけども、あとは小麦粉を使う、例えば

ソフト麺という、子どもたちから聞いた言葉でソフト麺という、うどんとかそういうものなのかなと思うんですけども、これらに関しての残留農薬の危険性があるのではないかというふうに考えます。

これに関しては、社会新報という新聞にも出ているんですよ。小麦製品のグリホサート残留状況調査結果ということで、ずらっと写真入りで出ているんです。これはその辺のスーパーとかで売っているパンなんです。これの残留PPMがずっと記載してあるんですけども、ここで商品名を言うわけいかないので、結構検出されているのが多いです。国産小麦を使っているものに関しては検出せずというのが結構多いです。

それと、今年の9月20日の赤旗新聞のところに、食パンから発がん性指摘農薬グリホサートが検出されたという記事が載っていたんですよ。国会議員の方にお問い合わせをして、19人の毛髪検査をされたそうです。この検査はフランスのほうに送ってやったというふうに記事は書いてあるんですけども、この中で、19人からグリホサート系とかAMP Aって、これはグリホサートの代替品ですよ、このものが検出されたということで。ですから、食べ物を經由して体に入って、それがいわゆる毛髪のほうにも出てきているという影響が出ているよということで、新聞に出ておりました。

あとは長州新聞とか、あんまり聞かない、女性自身ですか、この本の中にもやはり危険性がうたわれています。ですから、残留農薬についての検査というのは実施すべきだというふうに考えますけども、まずそこから考えを伺いたいと思いますけども、実施するおつもりあるかないか伺いたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（真船正康君） 学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（高野敏正君） お答えいたします。

今ほどご説明お聞きしました。小麦のほうにも残留農薬が入っているというようなお話です。まず最初の質問の中で、学校給食センターでパンとか小麦を使っているという食の回数ということで、週5回給食のうち、4回が米飯給食、1回がパン給食か麺給食となっております。4週間を単位としまして、米粉パンが2回、通常のパンが1回、麺が1回の割合で提供しております。

小麦のほうなんですけど、私も通告書をいただいたときにちょっと調べさせていただきました。日本は年間530万トンほどの小麦をアメリカ、オーストラリア、カナダ、フランスから輸入しているということでございます。その中で、農林水産省が実施した船積み時検査の結果残留農薬分析結果によると、2017年でも検出されているということでございました。

それで、輸入小麦粉については、農林水産省において残留農薬の検査を行っている食品衛生法の基準内であるものが流通していると考えております。しかし、残留農薬が全然ないわけではないと聞いたので、今後関係機関とも情報を共有しながら、危険性があると認識し、使用したいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） ただいま食品衛生法の基準以内という言葉だったんですけども、執行部のほうはそれを信じざるを得ないと思うんですよ。ただ、先ほど言いました

ように、世界ではその基準をどんどん厳しくしてきている。ところが、日本だけは基準をどんどん上げてきているというのが、今の日本の実情だというふうにお話をしました。

ちょっと今資料が見当たらないんですけども、これは本当に海外から比べると、3倍とか4倍とかの基準緩和がされてきている。日本人というのはそんなに農薬の影響を受けないのかといたら、そうじゃないと思いますよ。そもそも米を食べてきた民族ですから、そういった小麦に対しての対応というのはどのぐらいあるのかというのはわかりませんが、ただ、同じ人間として白人も黒人の方も、全部そんなの変わらないと思うんですよ。

ところが、日本だけはその基準をどんどん緩めている。そういった状況の中で、いろいろな食材に関して日本は基準を緩めてきているんですよ。ですから、食品の安全性の確認は行うべきだというふうに、私はここで申し上げているわけでございます。

これは検査をするのかしないのか。検査をすることによって安心を得られると思うんですよ。学校給食というのは、いわゆる食育ですよ。そうすると、子どもを通して親に対してもそういう勉強をしていただく、そういう機会を与えるためにも、やはり一度は検査を受けて、どういう数値になっているのかというのを確認すべきだと思いますけどいかがですか、伺います。

○議長（真船正康君） 学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（高野敏正君） ただいまの質問にお答えいたします。

まず、学校教育課で使用している野菜などの農産物については、村内商店などの市場などから仕入れている農産物、地元農家が農業公社などに出荷している農産物を使用しております。市場や農業公社などからの農産物は、市場や農業公社が農家、生産者みずから栽培履歴を作成し、どんな薬品を使用したかなどを管理し出荷していると聞いております。

学校給食センターとしては、安全な食材として納入していただいていると考えております。また、西郷村学校給食センター運営委員会から、先ほど申しました輸入食材は、安価ではあるが、子どものことを考えるとできるだけ国産の食材を、また生産者の顔が見える食材を使用するように要望を受けて調理しているところでございます。単独で検査をするというのはなかなか難しいのではないかと。

また、JAのほうにお聞きしたところ、JAのほうでも農産物残留農薬自主検査は行っていると聞いております。そういうことで、納入されているものについて調理するという形で行っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 今、国内基準についての新聞出てきました。これは新潟日報という新聞の中に出ていたんですけども、ネオニコチノイド系の農薬残留基準の例ということで、食品として例えばトマトですと、日本は2PPMなんですよ。ところが米国は0.2、ヨーロッパ連合では0.5なんですよ。キュウリなんかやはり日本は2、米国は0.5、EUは0.3。キャベツは日本は3、米国で1.2、EUで0.7。プロ

ブロッコリーも日本は2、米国は1.2、EUは0.4。ピーマンなんかは日本は1、米国が0.2、EUは0.3。

果物なんかもありますけれども、これを見ていると、私農業をやっているものから思うんですけども、農薬を比較的使うものに関しては残留農薬の基準というのは高いなと思うんです。ただ、日本は今言ったように、2とか3の数字がずらっと並んできている。アメリカにおいては0.2とか、高いものでもブロッコリーの1.2、EUにおいては高いものではキャベツの0.7なんです。

これを比較した段階で、いかに日本の基準というのは甘いのかというのがわかると思うんです。ですから、日本の農家さんがだめだとか日本の農産物はだめだよと言っているわけじゃないんです。ただ安全を確認するためには、きちんと私は日本の農家さんはやってもらっていると思います。私もやっているつもりです。ですから申し上げますけれども、きちんと安全性を確認するためには、食材の検査を受けてはどうかというふうに考えます。

これは日本に農民運動全国連合会、通称農民連、私もこの農民連の新聞を読んだりしていますけれども、ここで分析をしていただけという話があります。これに実際に電話して確認したところ、依頼を受ければ分析はできると。少し前の話で、今ちょっと詳しい事情はわかりませんが、この農民連で持っている分析機械というのは、日本で一番優秀な機械だというふうに言われていたんですよ、多分今も同じ機械、新しく機械を入れ直したみたいなんですけれども。ですから、そのデータというのは本当に信頼できるものかなというふうに思います。

ですから、安全性を確認するためにも、一度食材の検査を受けるべきではないかというふうに考えますけど、もう一度確認します。いかがですか。

○議長（真船正康君） 教育長。

○教育長（鈴木且雪君） 上田議員のご質問にお答えいたします。

今ご紹介いただきました農民連、検査機関があるということをお聞きしたので、検査の機会を設けていけるかどうかとか、また分析について依頼していけるかどうかについても、今後検討して、一度やってみるということは必要かなと思うものですから、その辺は学校給食運営委員会等のそういう組織もありますので、そういうところにご意見をいただきながら、検討を進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 検討委員会のほうでもちょっと検討していただくということだったんですけど、検討していただく前に、村の方針として、教育長の考えとして、私はやはり検査すべきだというふうな考えを示すべきだと思いますよ。それが村の教育界を代表する長としての考えだというふうに思いますよ。子どもたちの健康を守る、そのためにも実施すべきだというふうに思います。いかがですか。

○議長（真船正康君） 教育長。

○教育長（鈴木且雪君） お答えいたします。

本当にいろいろな環境に関しては、私も危惧するところは同じであります。本当に安全・安心を確保するというので、いろいろな手だてがあると思いますので、その検査についてももう少し調べて、検査を受ける方向で行きたいと思います。

ただ、本当に上田議員のご質問の中にもありますが、一学校給食センターでできることと、本当に自治体でできること、さらには県や国というもっと大きなところでやらなければならないことたくさんあると思うので、難しい面があるんですが、やはり子どもたちの食の安全を確保するというのは、これはもちろん大事なことで、そういう視点で検査を受けるということに関して提案していきたいと思います。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 検討するというのでね。質問を飛ばしそうになったんですけども、あとは遺伝子組みかえの食品に関しても、これもやはりきちんと検査をすべきではないかというふうに考えます。

というのは、遺伝子組みかえというのは、何年か前に大きな問題を生みましたよね。名前を出せば大豆何とかですと、ラウンドアップレディーということで、除草剤がきかない大豆があるよということで、これは作業効率を上げるために遺伝子組みかえをして、除草剤がきかない大豆をつくり出すと。雑草を防除するためにラウンドアップという除草剤を使って大豆を育てて収穫をする。

ところが、大豆のほうもこのラウンドアップを吸収していってしまい、それが人体に影響を及ぼすんじゃないかという懸念をされています。今、さらにいろいろな作物が出てきているというふうに聞いております。一番遺伝子組みかえの食品を使っていますとキャッチフレーズでうたっている部分ありますよね。ところが、交雑している可能性もあるということは今指摘されているんですよ。一つの畑に除草剤を散布します。隣でつくっているものには散布していません。しかしながら、飛散してかかったものが農薬の影響を受けているものが混ざっていたりとか、あとは収穫した遺伝子組みかえのものが種子として混ざっていってしまう。

これは聞いた話で、こういうところであまり言うべきではないのかもしれないんですけども、トウモロコシなんかですと、メキシコからアメリカ本土に運ぶときに鉄道路線で運ぶそうなんですけど、貨車からこぼれ落ちるそうなんです。そういう種が遺伝子組みかえでつくられたものの種が落ちたものが、自然に野生化していく。そこからまた種子をとって新たなものが出てきてしまう。

ですから、そういったものに知らず知らずのうちに遺伝子の組みかえ食品が混じり込んでいる可能性がありますよということなんです。ですから、このことに関してやはり同じように検査をすべきだと思いますけども、これもやはり農民連の分析センターのほうでは検査をできるというふうに聞いておりますので、検討すべきではないかと考えますが、いかがですか。

○議長（真船正康君） 学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（高野敏正君） お答えいたします。

通告のほうで、遺伝子組みかえということでお話がありました。私のほうでも調べ

たところ、8項目が厚生労働省で公表している食品ということでありました。給食センターでも使用しているのかということなのですが、一般に流通している食材を調理していると。遺伝子組み換え食品だからとかということ、選別していることではございません。

食材、そういうものについても、福島県学校給食会より提供されているものもございいますので、そちらの関係機関とかと打ち合わせをしながら、いろいろ検討していきたいと。検討ばかりで申しわけございませんが、相手もいることということで、そういうことをご理解いただきたいと思います。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 検討ばかりで申しわけないと言われても、本当そう思いますよ。どこを見てやるかですよ。県の給食会を見てやるのか、今村の子どもたちを見て仕事をするのか、どこを見るか、その観点だと思いますよ。

この遺伝子組み換えに関しては、いわゆる納豆とか遺伝子組み換えは使っていませんと書いてありますよね。ただ、知らず知らずのうちに私らは使っている可能性もあるということ。加工品としてみそとかしょうゆとか、そういったものに遺伝子組み換えのものが使われている可能性もあるということ踏まえて、やはり村はもっともっと早急に対応すべきだというふうに思いますよ。あとはこれ、食肉の話になりますけれども、今スーパーなんかへ行くと輸入の肉が安く売っていますよね。

これも聞いた話で、ここで申し上げる話じゃないのかもしれないんですけども、とある国では、屠殺場に入る牛の片方の耳がないという話を聞いたことがある。これは何で片耳ないと聞いたら、小さいころに牛の耳にホルモン剤をつけると。それで成長を早く促すためにホルモン剤を耳につけて飼育するんだ。それが屠殺場に入るときには邪魔になるので、耳をそぎ落して屠殺場に牛が入っていくという話を聞いた。

そういうものを、私ら知らず知らずのうちに食べているかもしれない。一番懸念するのは、やはり何度も言いますが、成長過程にある子どもたちがそういったものを知らず知らずに口にしてしまう、それによる影響というのが、今アトピーとかいろいろなロタウイルスとか、いろいろな問題出てきていますよね。そういったものに影響を出しているんじゃないかというふうに考えるので、これは早急に村は対応すべきだというふうに思います。

ということで、これ以上やっても平行線になると思いますので、次の質問に入りたいと思いますけれども、質問の2点目といたしまして、一般財団法人西郷村農業公社についてということでございます。

1点目といたしまして、一般財団法人西郷村農業公社の平成30年度事業報告が第3回の定例会で配付されましたが、適正な報告書なのか伺いたと思いますということで、質問を入れてあります。この資料を配付されたときに、第3回の定例会の決算説明会という、本会議ではない休会中の会議の中で、この決算書は間違いがあるんじゃないですかとお話をした記憶があります。私以外にももう1人、言葉を合わせてくれた方もいました。気がついた方もいたというふうに理解しています。

その後、決算書の差しかえも説明も何もないまま、ずっときちちゃっている。ということは、この決算書というのは本当に正しいのかなというふうに思う。これ、ぱっと見ただけで何か所か、やはり間違っているところが目にとまるんです。さらに、一緒に添付されてきた平成31年度の予算書に関してもやはり、あれ、と思うところがあるんです。これは本当に正しいのかどうなのかまず確認したいと思いますけど、いかがですか。

○議長（真船正康君） 産業振興課長。

○産業振興課長（長谷川洋之君） 質問第2の、一般財団法人西郷村農業公社の平成30年度事業報告が第3回定例会で配付されたが、適正な報告書なのかのご質問にお答えをいたします。

西郷村農業公社の平成30年度事業報告書等につきましては、第3回定例会におきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、報告をさせていただきました。このほど議員よりおただしを受け、再度報告書等を見直したところ、平成30年度収支決算及び平成31年度収支予算書等に参考として添付いたしました収支決算書参考、収支予算書参考の中に、それぞれ誤りを確認いたしました。

具体的には、収支決算書3項では、決算額から予算額を差し引いた増減額の部分に数か所、予算額に1か所の誤りを確認いたしました。また、収支予算書参考でも同じように誤りを確認いたしました。

なお、その他の事業報告書、正味財産増減決算書、正味財産増減決算内訳書及び貸借対照表並びに財産目録等につきましては、誤りは確認できませんでしたので、地方自治法施行令第173条に規定されております決算書に関する書類は提出されているものと考えまして、報告書としては適正であると考えております。

しかしながら、今回このように誤った書類を添付してしまいましたことをおわび申し上げますとともに、今後このような誤りがないよう、チェック機能の強化を図ってまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。なお、あわせて後日正しい収支決算書参考等を配付させていただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。大変申しわけございませんでした。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 間違いは誰にでもあるということで、訂正していただければいいのかなというふうに思います。ただ、西郷公社が立ち上がって、ようやく一生懸命今動き始めた、そういった中でこういったミスがあるということは、不信感を持たれてしまうんじゃないかということで、今回取り上げています。

その中で、今回、これちょっとまたいろいろ見せていただいたんですけども、次に、指定管理に関して伺いたいと思います。

村は、条例などに基づいて年度協定書、西郷村農産物直売所の管理運営に関する基本協定書、西郷村農産物直売所指定管理業務の仕様書、これらによって一般財団法人西郷村農業公社と締結をしているというふうに理解をいたします。この中で、西郷村の農産物直売所の管理運営に関する基本協定書の第9条、指定管理料の項目の14に、



指定管理業務にかかわる会計処理は他の事業から区別して経理することとなっています。このように基本協定書の中にはなっているんですよ。

ところが、今回示された決算書だの予算書を見ていると、事業活動収入の中で、合算されているんじゃないかなというふうに考えるんですけども、これで間違いのないかちょっと確認したいなと思うんです。基本協定書や仕様書で定める業務として、別にすべきではないのかなと思うんですけども、これで間違いはないんですか。確認したいと思います。いかがですか。

○議長（真船正康君） 産業振興課長。

○産業振興課長（長谷川洋之君） お答えをいたします。

その件に関しまして詳細を把握しておりませんので、少し時間をいただきたいのですが。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） これはヒアリングを受けたときには気がついていなかったのですが、今突然言った話なので、ちょっと時間をかけて確認していただきたいと思います。これは指定管理にかかわる問題なので、ここであやをつけたくないし、きちんとした会計処理がされているというふうに理解はしますけれども、きちんと確認をすべきだというふうに思っ、一応議長におかれましては、1時まで休議をとっていただくようお願いしたいと思います。いかがですか。

○議長（真船正康君） 1時まで休議をいたします。

◎休憩の宣告

○議長（真船正康君） 改めて、これより午後1時まで休憩をいたします。

（午前11時51分）

◎再開の宣告

○議長（真船正康君） 再開いたします。

（午後1時00分）

○議長（真船正康君） 休憩前に引き続き、一般質問を続行いたします。12番上田秀人君の質問に対する答弁を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（長谷川洋之君） 先ほどは貴重なお時間をいただき、ありがとうございました。確認いたしましたので、お答えを申し上げます。

先ほど議員よりおただしありました、基本協定書の第9条第14項にございます指定管理業務に係る会計処理は、他の事業から区分して経理することということにつきましては、今回、地方自治法に基づく報告をさせていただいた分は公社全体となります。指定管理部分につきましては、先ほど申し上げました協定書の第15条にございます、毎年度終了後、4月30日までに報告をすることということになっておりまして、それに基づきまして報告を受けているところでございます。

なお、この報告につきましては、特に先ほどの公社全体の部分に添付するということがございませので、決算説明会等で議員の皆様方にも報告をさせていただければ

と考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） まず先に訂正したいと思います。先ほど私、質問の中で第7条と言ったんですが、9条ですね。9条の14項、この部分を訂正したいと思いますので、議長によりしくお願いしたいと思います。

○議長（真船正康君） はい。

○12番（上田秀人君） ということで、第9条の第14項の指定業務にかかわる会計処理は、他の事業から区分して経理することということで、今答弁いただいたんですけども、今回資料として出していただいたのは全部が混ざったもので、年度末には新たな指定管理の部分だけ切り離れたものが提示されるということで理解をしたいと思います。誤解を招かないようにきちんと対応していただければというふうに思います。

続いて、質問の2点目といたしまして、一般財団法人西郷村農業公社が実施する事業内容について伺いますということですが、今回この提示していただいた資料の会計の部分を見ていると、いろいろな受託料として受託事業が掲載されております。

直売所に関しては指定管理ということで、これは後ほど年度が終わってからきちんとした報告があるのかなと思いますけれども、その以降に、担い手育成支援事業受託料、農産物販売PR事業受託料、西郷村特産品開発事業受託料、西郷村園芸作物振興事業受託料、多面的機能支払交付金事業事務受託料、ふるさと納税返礼品送付事業受託料などなど上がってきているんですけども、簡単にどのような事業を行っているのか、まず説明いただきたいと思いますが、お願いします。

○議長（真船正康君） 産業振興課長。

○産業振興課長（長谷川洋之君） お答えをいたします。

まず1つ目として、農業の担い手育成・確保に関する事業及び農地の集積に関する事業でございます。内容は、平成30年度4月に開設しました西郷村農業担い手センターでの認定農業者の経営改善計画書及び認定就農者の経営開始計画の作成支援、あと新規就農希望者への就農相談、認定農業者協議会の事務運営等となっております。

2つ目でございますが、耕畜連携の推進に関する事業でございます。こちらにつきましては、西郷村耕畜連携推進協議会において実施している転作田等を活用した飼料用作物、稲WCS、デントコーンラップサイレージ、稲わらサイレージの生産流通事業と、堆肥の供給事業を実施いたしております。西郷村の生産農家と畜産農家の連携強化と生産数量の維持及び品質の向上を図っております。

3つ目といたしましては、農産物加工品の開発・販売促進事業及び農産物直売所の管理運営事業でございます。初めに、西郷村農産物産館まると西郷館の管理運営を行い、生産農家の支援、新規生産者の育成・発掘を推進をいたしております。

次に、ふるさと納税返礼品受託事業として、返礼品の品目を直売所で販売している品目のセットとして開発、各種団体等からの農産物贈答用発送業務について取り扱いを拡大するなど、PRやホームページ等を活用した取り組みを行っているところでございます。その他、国の事業、山村活性化対策事業を活用し、西郷村の農産物を使っ

た特産品の開発を行い、これらの開発した商品のPRに努め、販売促進を実施しているところでございます。

最後に、4つ目ですけれども、その他の西郷村の農業の振興に資する事業として、西郷農業塾の開催がございます。西郷村の野菜の生産振興と担い手の育成を目的として、栽培技術習得や体験を通じた新規栽培者の掘り起こしを行っているところでございます。さらに、各種イベントの開催及び共催事業としてまるとマルシェ、青空バル、にしごう祭り等のイベントを、関係団体と協力しながら開催いたしているところでございます。

以上が公社が実施する事業等となります。よろしくお願いたします。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 今、説明を受けたんですけども、収支決算書（参考）となっておりますけど、これを見ていくと、事業活動別に書いてあるんですけども、これを見ていてもちょっとわからないところがあったので、今伺っているんですけど、担い手育成支援事業に関しては、担い手センターをつくったり新規就農の支援をするということだったんですけども、農産物販売PR、これはPRするんだらうなということで勝手に解釈はできます。あと特産品開発事業に関しては、私も委員を依頼をされまして、会議には参加をさせてもらって、特産品の開発ということでは何回かお話をさせてもらった経緯がございます。

次の園芸作物振興事業、こちらはどういうことをやっているのかなというのが一つあります。あとは、多面的機能支払交付金事業ということで、これは昔の水環境何とかという事業がありましたよね、国・県から来ている事業、この流れなのかなと思うんですけども、これをちょっと確認したいと思います。

ふるさと納税返礼品送付ということは、これはふるさと納税の絡みでやっているんだらうなと思うんですけども、今言ったように、園芸作物振興事業と多面的機能支払交付金事業、これについてもうちちょっと詳しく説明をもらえますか。

○議長（真船正康君） 産業振興課長。

○産業振興課長（長谷川洋之君） お答えをいたします。

今ちょっとお時間をいただきたいと思います。すいません、調べます。

失礼いたしました。園芸作物生産拡大事業というのが、農業塾になっております。多面的機能支払交付金事業につきましては、30年度は実施がなしということでございましたけども、その農業の持つ多面性を生かして、交付金を当たって、地元の地区でやっていただくという事業でございます。

以上でございます。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） これもヒアリングにないことを今質問しているので、ただ、通告にはしておいたので質問していきたいと思うんですけども。

いろいろな事業を展開されているというのは理解をするところでございます。ただ、産業振興課との関係性というのはどういうふうになっているのかなと思うんですよ。

というのは、村として一般財団法人西郷村農業公社のほうに業務委託をしてしまう。村から見れば業務委託ですよ。そこに特化してしまって、村の農業そのものを今後どういうふうにしていくのかという部分が、希薄になっているんじゃないかと思うんです。

万が一西郷公社がずっとこけた場合、どうするのかなというのも思うんです。それと、担い手センターにおいてもそうです。新規就農に関してもそうなんです。これは行政がきちんと責任を持ってやるべきことじゃないのかなと思うんです。一般財団法人西郷村農業公社ができないとかできるの問題じゃない。村としてどういうふうな責任を持って担い手を育てていくのか、新規就農の方を迎え入れていくのか。

今現在、私のところに新規就農で相談を受けている方がいらっしゃいます。1年間、とにかく西郷村の気象状況の様子を見ながらどうするか考えな、ということをして今言っているんですけども、その方もやはりどこに相談していいのかわからないということ、いろいろなついで、私のところに今相談に来ているんですけども。

ですから、村が今やろうとしていることが、ちょっと見えない部分がある。行政のスリム化を図るために、単に事業委託をしているのか。それともいろいろな思いがあって、この農業公社のほうに委託をしているのか、その部分が見えない。そこを説明いただけますか。

○議長（真船正康君） 産業振興課長。

○産業振興課長（長谷川洋之君） お答えをいたします。

議員おただしの、村の事業を委託することで行政のスリム化を図っていると思うが、村としての姿が見えないというご質問にお答えをいたします。

今ほど議員がおっしゃった、例を挙げますと新規就農の事務につきましても、確かに住民の方から産業振興課のほうなのか、それともまるごと西郷館のほうに行けばいいのかというご質問もいただいているのは事実でございます。住民の皆さんに不便等支障が出ないよう、役場それから公社、どちらでも対応ができるよう、まず連絡を密にとるということが一つかなと考えております。

最終的には行政が責任を持つということは当然のことだと考えておりますので、委託先であります公社のほうでやっていただくというのはもちろんでございますけども、村のほうとしても大もとは村でございますので、同じようにできるような、責任は村のほうにあるよという形をとっていきたくと、そんなふうを考えております。

これからの農業を全て公社のほうにお願いするということも、それについては全くそういうふうには考えておりませんが、村ができること、それから公社ができることという住み分けをきちっとつくって、事業のほうを進めていきたくと、そのように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 農業に関して、結構村の進め方というのが、ちょっといい方向に動いた部分があるのかなと思っていた。耕畜連携とかコーンラップサイレージの販売とか。その販売に関しては、多分、行政がやるのにあんまりふさわしくないという

ことで、公社のほうに委託をするというのは何となく理解できるんです。

ただ、基本的な部分で産業としてどういうふうに伸ばしていくかといったときに、果たしてこの農業公社に全部まるっきり委託をしてしまっているのかという部分だと思うんですよ。せっかく今回課の設置条例とかを変えて、産業振興課という形にしたわけですよ。その中で、商業、工業、農業、観光、これらが一つの課で動いていくようになりますよね。

そうなったときにこういったふうに分断して、これは農業公社のほうですよ、課長が今、最後まで責任持つのは行政ですよと言いましたけども、今回この一般質問通告を出しても、いろいろな課の方が来て話している段階で、それはこっちの課です、その話はこっちの課ですという話になるんですよ。いわゆる西郷で縦割り行政が今強く見えている。それがこういった産業に関しても強く見えてきてしまうんじゃないかと心配するんです。

せっかく今、いい方向に進もうとしている。だったらもう一度考えを直して、間違いは間違いで構わないと思うんです。もっと補強すべきところを補強する、そういう考えのもとにこれは見直したほうがいいんじゃないかなと思いますけども、村長いかがですか。これは村長の考えだと思いますので伺います。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） ご指摘もとてもだと思います。まだ4月に始まったばかりで、確かに産業振興課というのはボリュームが多過ぎることも、私認識しておりまして、今後そういったことも踏まえながら、前にもお話ししましたように、防災も強化していかなくちゃならない、そういうことも含めながら、見直しも考えていきたいと思っております。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 私、何度も言いますが、農業を営んでおります。そういった中で、単に一製品を販売しているだけではなかなか経営的に厳しい部分が出てきている。そういった面で、いわゆる今は観光協会のほうにお世話になりながら、観光との融合、そしてさらには自分で考えたアイデアを商品化できるような商工との連携、そして機械の絡みでも、以前から申し上げているように、工業との関係も出てくると思うんです。ですから、その一元的な窓口をきちんとつくるべきではないかというふうに考えて、次の質問に入りたいと思いますけれども。

次の質問が、国民健康保険事業について伺いますということでもありますけれども、保険者努力支援制度における公費繰入金、解消計画策定について伺いますということで、この保険者努力支援制度ということで、以前この場で何度か取り上げたことがございます。国民健康保険絡み、あとは介護保険絡みで、何度か保険者努力支援事業ということをお話をしてきたんですけれども、これはいわゆる国がさまざまハードルを設けていって、そのハードルをクリアしなければ、国からの交付金を削減しますよ。そこに目的があるんじゃないですかというお話をしてきました。

今回、この保険者努力支援制度については、今言いましたように前からこの場で取

り上げてきたんですけれども、国は国保財政の運営責任を市町村から都道府県に移しましたよね。都道府県や市町村の国保行政を国が採点をする。これが今言った支援事業の大きな目的ですよと言いましたけれども、その成績に応じて国の交付金の額を調整する、ここに国の大きな狙いがあると私は指摘をしているところですけども。

今回国が示してきた内容は、2020年度、来年度に向けて導入目標を立てて、国保会計の公費繰入金の削減、解消計画策定を年次目標を立て、削減額、具体的な取り組みを策定しないなどに対してのペナルティーを設けますよということを、今検討しているということなんです。言っている意味わかりますかね。ちょっと難しいですよ。難しいんですけども、公費から国保の特別会計のほうに、一般会計からお金を入れているのを削減するか、きちんと解消する計画を立てなければ、ペナルティーとして国からの交付金を下げますよということなんです。

これは、県と村に対してやってきます。やってきますというか、今検討しています。広域化されたということは、そこに恐ろしさがもう一つありますけども、そういった話が今、私のほうに流れてきていますけども、まず村としてどういう情報が入っているのか伺いたいと思うんです。

厚労省は、国保料負担を抑えるための公費繰り入れについてペナルティー対象としていますが、被災者、子ども、生活困窮者など、独自減免に充てる公費についてはペナルティーの対象外としています。ですから、村独自の条例の見直し策定を進めるべきという考えもありますけれども、まずどういうふうな情報が村に入っているのか。

今、村では国保料を抑えるための支払準備基金を入れているのね、一般会計から多分入れていたと思ったんです。あとは子ども医療費の助成制度、これに対しても一般会計からお金を入れていますよね。このことに関して、国のほうから何か話が来ているのか、情報が入っているのか確認したいと思います。いかがですか。

○議長（真船正康君） 住民生活課長。

○参事兼住民生活課長（鈴木真由美君） 上田議員のご質問にお答えいたします。

国のほうから何か情報は入っているのかというご質問でございますが、今現在、2020年度の保険者努力支援制度の実施予定の取り組みについての照会が来ております。その中には、赤字解消目的の一般会計からの繰り入れについてはペナルティーが課されるということの情報が入っております。そのほかのところは、今現在のところでは入っておりません。

以上です。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 赤字解消のための一般会計からの繰り入れに関してはペナルティーというお話でしたけども、まず、国は本当に一義的な責任を放棄しているとしたら私は思えない。国保の特性を考えた場合に、経営が厳しくなるのは当たり前だと思うんですよ。一般的に自営業者が多いですし、あとは60歳で定年を迎えられた方が国保に加入して、後期高齢に移るまでの間は国保に加入するということなんですけども、その特性を考えたときに、赤字になってしまうというのは、これはいたし方ない部分

が多いんじゃないかと思う。

ところが、国はその赤字を一般会計のほうで補填しようとするので、財政的余裕があるんですから、国の交付金を削減しますよという話ですよ。何のために消費税10%にするんですかというところです。9月でもお話ししましたけども、消費税を8%から10%に上げて社会保障、そのために使いますよ、福祉増進のために使いますよと言っていますけども、実際にやっていることは真逆なことをやっているんじゃないかなと思うんです。

そのために、村はどうすべきなのかということなんですけれども、これはいろいろ策を講じていく必要があると思います。しかしながら、今広域で県で一本化されているという中で、なかなかその中で規制がされている。ただ、さきに私申し上げましたけども、災害の被災者、子ども、生活困窮者などの独自減免に充てる公費については、ペナルティーの対象外としますと国はしているんですよ。

これは厚労省の委員会の中で、国の答弁でそうっております。ですから、村独自の条例の見直しをここでやはり進めるべきではないかと考えますけども、これは村長いかがお考えになりますか。先ほど言いましたように、村民の方の命と健康を守る。

まさに直結してくる問題だと思いますけども、いかがお考えになりますか。伺います。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

今議員がおっしゃるとおり、村独自の条例等、やはり弱者対策として検討していきたいと思います。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 検討していくということで、村長、検討するというのは、やらないと言っているのと等しいと、私は以前から言っていますよね。これはぜひ前向きに検討すべきだというふうに思いますよ。

今回、提案理由の説明の中で、さきにも言いましたけども、村長は介護・福祉との連携、子育て支援、在宅診療、周産期から高齢者のメンタルヘルスマまで、トータルして医療の改善を進めていきたいということで提案理由を説明されていますよね。その部分に関して、私は非常に評価するところなんです。さきにも言いましたけども、村長の口からその言葉はなかなか出ていなかった。今回明確にその言葉が出たので、そこをやはり十分に注意しながら進めていくべきだと思いますよ。そのための一つとして、この条例改正というのは重要な部分だと思います。

ということで、次の健康づくり事業について伺いたいと思いますけども、今申し上げたように、村長から具体的な言葉が出ました。今後具体的にどのように進めていくのか。村長のお考えをまず伺いたいと思いますけど、いかがですか。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） ですから、それも具体的にどういう方向に進めるか、今後検討していくということでございます。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 今後検討するという事なんですけども、今具体的に話上がってきている診療所の話がありますよね。これをうまく行政と結びつけることによって、村長が望む介護・福祉との連携、子育て支援、在宅診療、周産期から高齢者のメンタルヘルス、一貫してやれるんじゃないですか。

以前から私も申し上げているように、お母さんのおなかに入ったときからその方がお亡くなりになるまで、その方の一生の健康を村が責任を持って見届ける。さまざまな政策をそれによって提供する。医療を保障していく、こういうことにつながるんじゃないんですか。ですから、私は診療所を、村長がその話を持ってきたときに、筋はちょっと違う部分がありました。しかしながら、これはいい話じゃないかなというふうに理解している。ところが、この部分がちゃんと見えないと、きちんと判断できない。もう一度村長に伺います。

もう一度申し上げます。介護・福祉との連携、子育て支援、在宅診療、周産期から高齢者のメンタルヘルス、これは非常に難しい問題があると思いますよ。周産期なんか特にそう思います。今、周産期医療の資料をもらいましたけども、県内でも今ほとんど病院が周産期の手を引いてきている。そういった中でも、村長が周産期に対してそういう前向きな考えを示しているということは、私は大いに評価します。ですから、村長の強い思いをもう一度お聞かせいただきたいと思います。いかがですか。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

周産期から介護全てにおいて、議員おっしゃることを十分踏まえながら、今回小児科を持ってくる面も、そういったことも含めて考えておりますので、今言われたことは十分頭に入れながら進めてまいります。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 考えを今お聞かせいただいたんですけども、いわゆる村民の健康と命を守るための一つの策として重要だという部分であります。今日、財政的なお話も出ました。今、さきに申し上げたように、国保の財政に関してもやはり国はこうやってペナルティーを課してくる。以前この場でも申し上げましたように、今後介護保険についても、今は凍結されていますけども、介護保険においてもこの保険者努力支援制度、国は導入を進めようとしています。

ですから、健康状態、メンタルヘルスとか、いろいろなものをきちんと整理をして進めていかないと、ペナルティーの対象になって、国からの交付金が削減されてくる。その最後、余波はどこに行くのかということ、結局は村民に行ってしまう。そのことを強く念じて、村長は今のこの強い思いを先に進めるべきだと申し上げて、私の一般質問を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君の一般質問は終わりました。

続いて、通告第6、1番鈴木昭司君の一般質問を許します。1番鈴木昭司君。



◇1番 鈴木昭司君

1. 西郷村ライブカメラの管理について
2. 地域住民（通勤通学・歩行者）の安全について

○1番（鈴木昭司君） 通告に従いまして、一般質問を行わせていただきます。

西郷村ライブカメラの管理について。10月12日に、本村におきましても被害をもたらしました大型の台風19号がございました。そのような中、私のところに、西郷村のホームページから見られるはずの西郷村ライブカメラが見ることができないという内容の問い合わせをいただきました。私自身も自分のスマートフォンで確認をしたところ、見れない状態がございました。そこで、現在西郷村の設置されているライブカメラの設置場所、台数、運用、状況と管理についてご確認をいたします。

○議長（真船正康君） 企画政策課長。

○企画政策課長（福田 修君） 1番鈴木昭司議員の一般質問にお答えいたします。

現在、西郷村に設置されておりますライブカメラの設置場所、台数、運用状況と管理についてでございますが、現在把握しておりますライブカメラにつきましては、村内で8か所で、10台でございます。このうち村で設置しておりますのは、ちゃぼランド西郷、座頭ころばし展望台、下羽太コミュニティーセンター近くの県道白河羽鳥線と増見小田倉線の交差点付近、阿武隈川岩根橋付近の計4か所に各1台ずつ、4台でございます。

福島県県南事務所で設置しておりますのは、甲子トンネル入り口付近で1台、キョロロン村手前の289号線と県道那須甲子線の交差点付近の上下線で2台、真名子大橋付近の上下線の2台で、計3か所5台。また、国土交通省郡山国道事務所で設置しておりますのは、国道4号線付近の枋福橋付近の1か所1台でございます。管理につきましては、それぞれの団体におきまして、ホームページ上でライブ配信や管理を行っているところでございます。

○議長（真船正康君） 1番鈴木昭司君。

○1番（鈴木昭司君） ありがとうございます。

8か所10台あるということで、そのライブカメラの設置の目的をお伺いいたします。

○議長（真船正康君） 企画政策課長。

○企画政策課長（福田 修君） お答えいたします。

ライブカメラの設置の目的についてでございますが、村で設置いたしましたライブカメラのうち、ちゃぼランド西郷、座頭ころばし展望台のライブカメラにつきましては、平成21年度から平成22年度にかけて、国の補助を受け整備したものでございます。役場庁舎と学校などの行政施設間におきまして高速通信ネットワークを構築し、光ケーブルを敷設しておりますので、このネットワークを活用し、交通状況の情報提供とあわせ、紅葉などの観光情報の発信を図る目的で整備したものでございます。

また、県道白河羽鳥線と増見小田倉線の交差点付近にございますライブカメラと、

阿武隈川岩根橋付近のライブカメラにつきましては、それぞれ道路の状況の把握と、河川管理のために整備したものでございます。

国や県が管理するライブカメラにつきましては、道路の凍結状況や積雪状況など、道路状況の確認が目的であると認識しております。

以上でございます。

○議長（真船正康君） 1番鈴木昭司君。

○1番（鈴木昭司君） ただいま、紅葉の観光情報、また河川の状況、あとは道路の凍結状況、積雪状況を管理する目的ということでございましたが、その適切な管理、メンテナンスがどのように行われているのかをお伺いいたします。

○議長（真船正康君） 企画政策課長。

○企画政策課長（福田 修君） お答えいたします。

適切な管理、メンテナンスについてでございますが、村のライブカメラの管理、メンテナンスにつきましては、平成29年度まではシステムの開発元でありますNTT東日本に点検を委託しておりました。平成30年度以降は、カメラ等の機器の保証期間が満了いたしましたので、カメラ等の機器に異常や故障があったときだけに対応する、スポット対応と呼ばれるメンテナンスになっております。

しかしながら、ちゃぼランド西郷に設置しておりますライブカメラにつきましては、現在カメラの故障により配信することができなくなっております。カメラの交換などの対応が必要であります。部品の欠品によりまして修理ができず、また、映像を配信するサーバーやシステムが旧式であるため、全ての機器及びシステムの更新が必要となっております。

岩根橋のライブカメラにつきましては、村が管理している他のライブカメラとは映像の配信方法が異なっております。ホームページ上で映像を映す方式を採用しております。J A V Aと呼ばれますプログラムを利用している配信となっております。利用者側でこのJ A V Aの最新バージョンに更新していない場合には、映像が見られない状況となっております。

システムが旧式であることによりまして、ホームページ上で閲覧するアプリケーションによっては映像が見られないことや、スマートフォンでは利用できないなどといった課題があるため、システム全体を見直す時期であると認識しているところでございます。

○議長（真船正康君） 1番鈴木昭司君。

○1番（鈴木昭司君） ありがとうございます。

システムの旧式ということで、配信の方法が異なるということで、ホームページ上でしか見ることができないということなんですけれども、やはり現在はスマートフォンの普及ということによって、ライブカメラの映像等はスマートフォンで確認できるシステムにしていったほうが望ましいというふうに思っております。

今後は、地域の防災や防犯といった観点のもとで、設置場所、台数、システムの改善をお願いできればと思いますが、今後村としてはどのような対策、対応を考えてい

るのかお伺いをいたします。

○議長（真船正康君） 企画政策課長。

○企画政策課長（福田 修君） お答えいたします。

先ほども申し上げましたが、やはりライブカメラにつきましては、システム全体が旧式になっております。現在のシステムに対応していない、また、今後一切対応できなくなる可能性も秘めております。また、おただしのとおり、スマートフォンとかの対応も今後は必要になってくるかと思っております。

さらに防犯面から申し上げますと、急傾斜地や河川付近などにライブカメラを設置し、災害時に危険な場所に出向かなくても確認できるような体制が必要であるかと。ライブカメラの設置は必要であるということは認識しております。

ただ、このライブカメラを更新または新たに設置するに当たりましては、やはりシステムの構築や維持管理に一定額の費用がかかってしまいます。このため、防災関連の補助金等の財源を確保しながら、整備できますよう計画してまいりたいと思っておりますので、どうぞご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（真船正康君） 1番鈴木昭司君。

○1番（鈴木昭司君） ライブカメラを設置すると、災害時危険な箇所に出向かなくても状況が把握できるという、防災面の観点からも必要性は十分にあるというふうなお答えでした。

新しいシステムですと、構築・維持管理に多額の費用がかかるということで、防災関連の補助金等の財源をなるべく早い段階で確保していただいて、いつ起こるかわからない災害等に活用できるように整備を進めていただくことをお願いしまして、次の質問に移りたいと思っております。

地域住民（通勤通学・歩行者）の安全について。村内の新興住宅地等の歩道、街路樹、街灯の保全・保守についてですが、西郷ニュータウン内の歩道に植えてある樹木の根が大きくなって歩道が盛り上がってしまい、安全に歩行できないという状況ですが、村として今後どのような対応をするのかお伺いをいたします。

○議長（真船正康君） 建設課長。

○参事兼建設課長（鈴木茂和君） 1番鈴木昭司議員の一般質問にお答えいたします。

西郷ニュータウン東高山地内にあります3段になっている団地と思うんです。行政区は東高山ニュータウン行政区という名前でありますので、村では東高山ニュータウンと呼んでいるところでございます。

質問の、ニュータウンの歩道が盛り上がって安全に通行できないという状況だが、今後どのような対応をするのかということについてでございますが、樹木の成長に伴う歩道の盛り上がりですが、特にインターロッキングブロックの歩道ではこれが起きやすく、歩行の支障となっているところがございます。

議員おただしの東高山ニュータウンでは、かねてから行政区より改善の要望をいただいていた経緯がございまして、少しずつではございますが、木を切り、平坦性を確保する修繕作業を、危険性の高い箇所から順次進めてきたところでございます。木の

数が多くて、なかなか全ての箇所まで対処できていないのが現状でございますが、行政区と協議を行いながら、今後も年次計画の中で修繕していく予定でございますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真船正康君） 1番鈴木昭司君。

○1番（鈴木昭司君） 危険性が高い箇所から順次進めてきておるということで、やはりこの時期冬になりますと、除雪等の絡み等も出てきますし、やはり歩行者の安全が最優先ということですので、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

2番、街路樹が大きくなってきたために枝や葉が邪魔になり、街灯の本来の役目を果たせていない状況だが、今後の対応をお伺ひいたします。

○議長（真船正康君） 建設課長。

○参事兼建設課長（鈴木茂和君） お答えいたします。

街路樹の枝についてでございますが、議員おただしのおり、この枝や葉が街灯の明かりを遮っているところがございます。こちらにつきましても、行政区と協議を行いながら、伐採または剪定を適宜実施してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（真船正康君） 1番鈴木昭司君。

○1番（鈴木昭司君） やはり街灯は、防犯の観点とか歩行者の安全を優先に考えると、街灯のところに当たってしまう部分だけでも対策等をとっていただきたいというふうに思います。やはり歩行者の安全が一番最優先だと思ひますので、その辺も願ひしたいと思います。

次の質問に移ります。街灯が歩道側を照らさずに、車道側を照らしていることについて、安全上問題がないのかをお伺ひいたします。

○議長（真船正康君） 建設課長。

○参事兼建設課長（鈴木茂和君） お答えいたします。

街灯につきましてでございますが、現在は防犯灯の役割も担っております。歩行者の安全を期すため、本来歩道を中心に照らすべきものでございますが、先ほどご質問にございました枝葉の剪定と合わせて、照らす角度を変えてみるなど、現場を確認の上、歩行者の安全のために改善を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（真船正康君） 1番鈴木昭司君。

○1番（鈴木昭司君） せっかくとりつけてある街灯なので、本来の役目を果たせるように、とりつけ位置や高さ、そういったことを今後検証していく必要があると思ひますし、必要な対策を講じていただいて、安全の確保に努めていただきたいというふうに思ひます。

次の質問に行きたいと思ひます。前項の3点と同様の問題がある場所を、村はどのぐらい把握して、今後どのような対策を考えているのかお伺ひをいたします。

○議長（真船正康君） 建設課長。

○参事兼建設課長（鈴木茂和君） お答えいたします。

同様の問題がある場所ということでございますが、街路樹の樹齢が相当の年数を経ている箇所ということになるかと思えます。例えば住宅地以外でございますと、新白河駅の東口周辺なども同様に、ケヤキなんかはかなり大きくなっているところが見受けられます。

住宅地、新興住宅ということでございますが、小田倉字蛇口の甲子ガーデン、米宇杉山の西郷グリーンタウンも同様の状況であると把握しております。樹木の成長によりまして、木の根による路面のぼこぼこの発生、枝葉の伸びによる通行の障害、また防犯灯の効果の低下などをもたらしております。今後、道路の植樹の場合には、支障となりにくい樹木の選定も必要でなかろうかと考えております。

樹木の伐採を行えば、根本的な解決を図ることはできますが、せっかく道路とかに植えた木でございます。木も生きておりますし、緑の景観をできるだけ維持しつつも、どうしても伐採が必要な場合でございますが、地元の行政区とよく協議を行いながら、計画的に点検保守を実施してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（真船正康君） 1番鈴木昭司君。

○1番（鈴木昭司君） 住宅地以外で新白河駅東口周辺、または住宅地では甲子ガーデンと西郷グリーンタウンも同様のところを把握しているということで、やはりどこの歩道であっても、小さな子どもたちからお年寄りまで安全に歩行できる場所でなければ、やはり歩道の意味はなしていかないのかなというふうに思っております。

きれいに整備されたところでも、長い年月がたって悪条件が重なってしまうと、危険な場所に姿を変えてしまう危険性もありますので、定期的な点検や修繕を強化していただくことをお願いしまして、今回の私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（真船正康君） 1番鈴木昭司君の一般質問は終わりました。

#### ◎散会の宣告

○議長（真船正康君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

明日12月12日は定刻から会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

（午後1時49分）